

秋田県難病医療ネットワーク事業実施要綱
(重症難病患者入院施設確保事業)

(目的)

第1 この事業は、難病患者が住み慣れた地域で安心して療養ができるように、患者の医療相談、療養に必要なサービス提供などの在宅療養環境の整備を図り、また在宅療養が困難な状況になった患者に対して、適時に適切な入院施設の提供が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 秋田県

(対象)

第3 この事業は、当面の間、筋萎縮性側索硬化症をはじめとする重症の神経難病（指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業の対象者）を対象とする。

(体制整備の方法)

第4 県は、この事業を推進するため、次のとおり推進組織を設置するとともに、関係機関による地域ネットワークを整備する。

- (1) 地域における重症難病患者受入れを円滑に行うため、調整機能等を果たす難病医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- (2) 全県を圏域とし、県内の難病医療の拠点となる難病医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）として1カ所以上の医療機関を指定する。
- (3) 地域の難病医療機関の中核となる難病医療協力病院（以下「協力病院」という。）として、2次医療圏ごとに1カ所以上の医療機関を選定する。

(協議会)

第5 協議会は、秋田県医師会、拠点病院、協力病院、県（保健所・健康推進課）、秋田市保健所等の関係者をもって構成する。

- 2 協議会に、拠点病院、協力病院の入院受け入れ先の連絡調整等を行うため難病医療相談員を置く。

(拠点病院の指定)

第6 県は、難病に関する次の機能を果たすことのできる医療機関について、当該医療機関と協議の上、拠点病院として指定するものとする。

- (1) 難病に関する高度医学情報の拠点機能
- (2) 難病患者の長期入院受入等の入院治療の拠点機能

(拠点病院の役割)

第7 拠点病院は、相談連絡窓口を設置の上、協力病院等と協力して地域における次の役割のいくつかを担うものとする。

- (1) 協力病院としての役割
- (2) 協力病院で対応困難なより高度な医療を必要とする患者の受入れ及び中長期入院の受入れ等高度医療機関としての役割

- (3) 協力病院、かかりつけ医に対する最新の医療情報の提供等医療情報センターとしての役割
 - (4) 県保健所、秋田市保健所等からの要請に応じて、入院施設確保のため、拠点病院、協力病院等の受け入れ先の調整
 - (5) 協力病院及び県保健所、秋田市保健所との連携による在宅療養患者に対する医療相談等の在宅療養支援
- 2 前項(4)の調整を行うため、相談連絡員を置く。

(協力病院の選定)

第8 県は、次の要件を満たす医療機関について、当該医療機関の合意を得た上で2次医療圏ごとに選定する。

- (1) 専門医が勤務(非常勤も含む。)しているなど神経難病の診療が可能なこと。
- (2) 専門医の退職などにより、選定の要件を満たさなくなったときは、協力病院を辞退できるものとする。

(協力病院の役割)

第9 協力病院は、地域における難病の中核病院として当該病院の実情(専門医の配置状況等)に応じて次の機能のいくつかを担うものとする。

- (1) 難病患者の緊急入院の受入れ
- (2) 拠点病院等からの要請による難病患者の受入れ
- (3) 難病患者を受け入れている福祉施設等からの要請による医学的な指導・助言
- (4) 在宅医療の提供、在宅人工呼吸器使用患者等への医学的な指導・助言
- (5) かかりつけ医等への専門医療情報の提供等

(県等の役割)

第10 健康推進課、県保健所、秋田市保健所は次の事業を行う。

- (1) 健康推進課の役割
 - ①協議会の運営
 - ②拠点病院・協力病院等の医師、看護師、理学療法士等の医療従事者等に対する研修の実施
- (2) 県保健所、秋田市保健所の役割
 - ①患者及び家族等からの入院及び在宅療養等に関する相談
 - ②患者及び家族等からの要請により、入院施設確保のための拠点病院への調整の依頼

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月9日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成15年1月24日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成16年1月22日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成27年3月18日から施行する。